平成２５年（フ）第１３７５９号
神奈川県横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目45―19第３二ツ池ハイホーム10号
債務者　山田　　勝
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０号
栃木県下都賀郡岩舟町大字三谷535番地５
債務者　増山　有理
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１１５号
長崎県佐世保市若竹台町282番地　Ｉ棟103号
債務者　西田　哲哉
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
長崎県佐世保市若竹台町282番地　Ｉ棟103号
債務者　西田　　薫
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１２５号
長崎県佐世保市天神２丁目11番10号　新日本パレス天神ヒルズⅠ201号、旧住所長崎県佐世保市大黒町34番22号
債務者　武内　　孝
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
長崎県佐世保市白岳町166番地８　小西ビル305号、旧住所長崎県佐世保市皆瀬町98番地28
債務者　稲留　孝行
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１３６６５号
東京都品川区八潮５丁目10―27―504
債務者　白井　幸雄
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７３４号
東京都葛飾区西新小岩３丁目２－３
債務者　内堀　敏雄
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７３５号
東京都葛飾区西新小岩３丁目２－３
債務者　内堀　朋子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７６１号
神奈川県中郡二宮町中里882―１―405
債務者　西山　友也
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７６３号
神奈川県小田原市飯田岡328―１―１―101
債務者　樋口　大輔
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１５号
茨城県北茨城市磯原町磯原1906番地２
破産者　有限会社安藤工業
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第５４８号
千葉市中央区神明町211番地７　ライトウェーブ千葉神明303号
破産者　赤羽　陽子
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８５６号
千葉県習志野市秋津４丁目16番２号
破産者　滝口　清一
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８９５号
千葉県浦安市入船２丁目24番104号
破産者　大町　美佳（旧姓佐々野）
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８８号
千葉県流山市東初石３丁目107番地の63
破産者　和氣　勝利
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４７０号
千葉県鎌ケ谷市西道野辺11番33―501号
破産者　篠垣　　要
1　決定年月日　平成25年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１８１３号
北海道千歳市清水町２丁目７番地
破産者　株式会社うちやま
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部